

法務省の人権救済制度に関する声明

2025 年 6 月 26 日

北海道と入植植民地主義を考える「意見箱プロジェクト」

2023 年 11 月、プロジェクトメンバーのマユンキキに対する、元総務省職員による SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での投稿が確認されました。2024 年 1 月、この投稿に対しマユンキキは、法務省の人権擁護機関に対して人権救済制度の申立を行いました。申立は 2024 年 2 月末に受理され、札幌法務局による人権侵犯事実の調査が始められました。

それから 10 ヶ月が経ち、2024 年 12 月に札幌法務局人権擁護部から通達されたのは、「調査の結果、人権侵犯の事実があったとまでは判断することができなかった」というものでした。

この決定は「侵犯事実不明確」（調査の結果、人権侵犯の事実の有無を確認することができないときの決定）と呼ばれるもので、「侵犯事実不存在」（調査の結果、人権侵犯の事実がないと認めるときの決定）とは異なります。

人権擁護部からは「お伝えする内容は結果のみであり、調査の過程や判断の理由等をお伝えすることはできないこととなっております」とも通知され、どのような調査が行われたのかを、被害を申し立てた者は知ることはできない仕組みになっています。

この仕組みの弊害は多岐に渡ります。法務省の人権擁護機関による救済制度では、侵犯事実の有無を判断するにあたり、被害を与えた者に聞き取りを行います。しかし、相手が聞き取りに応じなければ、調査は打ち切りとなります。この度の人権救済申立についても、聞き取りに応じて調査が行われた結果の通達なのか、聞き取りに応じなかったために調査が打ち切られたのか、申立者には知るすべがありません。このように、調査過程と判断理由が非開示とされることは、被害者にとってきわめて不利に働きます。

「侵犯事実不明確」と「侵犯事実不存在」が異なる判断であることについても周知されているとはいい難く、マユンキキによる人権救済申立をめぐって侵犯事実がなかったという誤解が散見されるとともに、元総務省職員の SNS での差別扇動がいつそう活発なものになっている事実があります。

くわえて、被害を被った申請者への事務的・心理的に多大な負担が課されていることも、本制度の大きな問題です。

国連は、日本国に対し、政府から独立し、独自の調査権限を有する国内人権救済機関の設立を求めています。私たちは、法務省の人権救済制度の申請を行った経験を通じ、制度の瑕疵に直面したことにより、現行の制度の問題点とともに、政府から独立した国内人権機構の設立と、被害者に過度な負担を強いることのない制度の設計を求め、問題提起を続ける所存です。